



東淀川区役所は「前例がない」とは口にしません!! 区役所は**区民の役**に立つ所、サービス業の意識を徹底します!!

広報ひがしよどがわ

9月
平成30年
No.268
発行日/毎月1日
(4月号は3月31日)



【区の面積】13.27km² 【区の人口】176,055人

【編集・発行】東淀川区役所 広報・広聴相談・総合企画 **1階10番**

東淀川区ホームページ

【区の世帯数】96,239世帯(平成30年8月1日現在推計)

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4 ☎4809-9683 FAX6327-1970

東淀川区役所 検索



みんなと一緒やからがんばれるわ!

特集

いきいき元気に長生き

これから百歳体操が変わります!
詳しくは8面へ

百歳体操始めてから調子ええわ~

9月は高齢者福祉月間です



連載第8回

総合区・特別区ってなんだろう?

なぜ大都市制度改革が必要なの?

大都市・大阪が抱える課題の解決に向けて「副首都・大阪」の確立をめざしており、そのためには、それを支える大都市制度が必要です。

Q 今のままではダメなの?

A 大阪の成長をよりスピーディに進める体制づくりと、住民の皆さんに身近なことは身近で決める仕組みづくりを進めるには、今のままでは限界があり、「総合区」と「特別区」の両制度を検討しています。

副首都・大阪にふさわしい大都市制度へ改革

- ◆都市機能の整備を強力に進められる「広域機能の強化」
- ◆地域のニーズに沿った身近なサービスを提供できる「基礎自治機能の充実」

大都市制度改革がめざすもの

✓ 大阪の成長をスピードアップ!

総合区では: 知事と市長が協議・調整し方針を決定
特別区では: 大阪府に一本化し、知事が方針を決定

✓ 身近なことは、身近で決めよう!

総合区では: 市長マネジメントのもと、区長権限を強化し、行政サービスを展開
特別区では: 住民に選ばれた区長・区議会により行政サービスを展開



問合せ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX6202-9355

大都市・大阪の課題については 5 面へ

広告掲載枠

